

ヘイトスピーチゆるさへん！

11 月は「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」啓発推進月間

特定の人種や民族を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為です。

大阪府では、ヘイトスピーチを禁止し、「ヘイトスピーチを許さない」という共通認識を社会に根付かせることを主たる目的として、令和元年 11 月1日、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」）を施行しました。

条例の趣旨を理解し、全ての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築きましょう。

●問合せ先

大阪府 府民文化部 人権局
人権擁護課 人権・同和企画グループ
電話：(06) 6210-9282